

2004 年 12 月議会

2004/12/16

私は、発議者を代表して、提案理由の説明を行います。

政府は、自衛隊のイラクへの派兵を 1 年間延長しました。しかしながら、各種の世論調査でも、「派遣に反対」が 6 割を超え、小泉首相の派遣延長の説明に「納得できない」と回答する人が 7 割を超えています。

これは「サマワは非戦闘地域である」「派遣は人道復興支援である」という派遣の根拠がことごとく崩れているからであります。

まず、第 1 には、イラク戦争の「大義」とされた大量破壊兵器の問題で、この口実がウソであったことが 10 月の米調査団報告で明らかになりました。

第 2 には、今、イラクのファルージャでは、米軍による無差別攻撃が、昨年 5 月の戦闘終結宣言以来、名前のついた作戦行動として 118 回も行われており、6000 人もの住民が犠牲になったと伝えられてます。

ファルージャを脱出し、バクダッドに住み、今月 2 日にファルージャに入ろうとした主婦のナワル・ジャーセムさんが、ファルージャの状況についてマスコミに語っています。「検問所では米軍が、情報が漏れることをおそれて住民が町に帰ることも、市内から外に出ることも許しません。通りには、いまだに多数の死体が放置されたままで、なぜ、遺体の搬送を許可しないのかと聞いたら、『体に爆発物がついている可能性がある』と答えました。脱出しようと検問所付近に集まった女性や子ども様子は悲惨きわまるもので、衣服はぼろぼろで、空腹やのどの渇きから言葉を発することもできない状況です。ファルージャ住民が渇きから汚水を飲み、死に至っている一方で、米兵はミネラルウォーターを当然のように飲んでおり、住民の間では下痢が蔓延していますが、その薬もほとんど無い状態です。」こう語っています。

このファルージャの無差別攻撃は、「民間人・住民への攻撃の禁止」「軍事目標と民間人・民用物を区別しない無差別攻撃の禁止」「文民病院はいかなる場合も攻撃してはならない」「文化財および礼拝所に対する敵対行為の禁止」という国際人道法(ジュネーブ条約)に明らかに違反するもので、小泉首相のいう「人道復興支援」とは相いれないものです。

しかし、小泉首相は、このファルージャ総攻撃にたいし、「成功させなければならない」と発言しました。

第 3 に、サマワは「非戦闘地域である」という説明が成り立たなくなっていることです。

5日にサマワを視察した大野防衛庁長官は、防弾チョッキを着、軽装甲機動車で視察に出ました。視察場所は、サマワ市の中心部から7キロ離れた閑散とした荒れ地にあるごみ焼却場に作られた道路の補修現場で、市民からは「なぜ自衛隊のトップの視察場所が市街から遠く離れたごみ処理場なのか」と不思議がる声もきかれました。

また、サマワからの報道によると、サマワの地元のムサンナ州警察本部のカリム・ミナヘル本部長が、相次いで視察に訪れた防衛庁長官らからいっさい会談の申し入れがなかったことについて「治安情報を知りたいなら、治安の実務責任者から話をきくべきではないか」と批判していることから、先に派遣ありきで、本気でサマワの治安について実態をつかもうとしていなかった事は明らかです。

何よりも、この数ヶ月間で、8回も迫撃砲・ロケット砲が撃ち込まれ、サマワで治安維持活動にあたっていたオランダ軍にも死傷者が出て、来年3月にも撤退するということから、サマワが非戦闘地域でないことは明らかです。

そもそも国連安保理決議1546は、多国籍軍について「統一した指揮下」にあり、「あらゆる必要な措置をとる権限をもつ」としており、武力行使を伴う任務・目的をもっていることは明らかで、当時のパウエル米国务長官も、多国籍軍が「戦闘作戦」「拘束」「武力搜索、確保」をおこなうと断言していました。自衛隊のイラク派兵は、明らかに憲法違反です。

イラク問題の真の解決のためには、他国が軍事力で解決策を押しつけるのではなく、国連を中心とする国際的な努力や平和外交が求められており、日本は、自衛隊を撤退させ、正義と人道の国際協調の道を歩むべきであります。

よって、自衛隊が速やかにイラクから撤退することを強く求め、本意見書案を提案いたします。